# 被保護者調查 調查要綱

#### 1 調査の目的

本調査は、統計法に基づく一般統計調査として、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護を受けている世帯(以下、「被保護世帯」という。)及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象

都道府県・指定都市・中核市及び福祉事務所とする。

### 3 調査の時点及び時期

- (1) 月次調査: 前月1か月間について毎月実施する。
- (2) 年次調査(基礎調査、個別調査): 7月末日現在について毎年実施する。

### 4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- (1) 月次調查票
  - 第1表~第13表
- (2) 年次調査(※)
  - ・基礎調査票 第1表(旧第5表)、第2表(旧第9表)
  - 個別調査票
  - ※年次調査の調査票に計上する世帯は、次の①及び②のとおりとする。
    - ① 全被保護世帯(基礎調査票、個別調査票)

ただし、次のア及びイに掲げる世帯は調査票に計上しない。

- ア 出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助の住宅維持費及び生活扶助 の移送費等一時的性格を有する扶助のみを受給している世帯。
- イ 保護施設に入所又は利用し、保護施設事務費のみの支出の対象となっている世帯。
- ② 調査月に保護廃止となった世帯(個別調査票)

#### 5 調査票の提出期限

- (1) 月次調査 : 調査対象月の翌月20日までとする(例:4月分は5月20日)。
- (2) 年次調査(基礎調査、個別調査): 毎年8月末日までとする。

#### 6 調査の方法

月次調査及び年次調査ともに、生活保護業務データシステムを使用したオンラインによる回収により実施する。

- (1) 都道府県・指定都市・中核市本庁及び福祉事務所は、LGWAN を経由し、生活保護業務データシステムへ調査票に掲げる事項を CSV ファイルの登録又は画面入力により登録(提出) する。
- (2) 都道府県・指定都市・中核市本庁は、福祉事務所から登録された調査票の内容について、調査票の提出期限までに確認処理(審査)を行い、厚生労働省へ提出する。

## 7 集計及び結果の公表

集計は外部委託により行い、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。